第7号文書（4,000円）になる条件

条件	中身
営業者どうしの契約	医師・弁護士・農家・会社員など、営業者に当たらない人との契約は外れます
売買・売買の委託・運送・運送取扱い・請負のどれか	2回以上の取引を続けて行うためのもの
共通の取引条件を決める	目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の損害賠償の方法、再販売価格のうち1つ以上
契約期間	3か月以内で更新の定めがないものは除く。期間の定めがない、3か月を超える、3か月以内でも更新の定めがあるものは当たります
第1号・第2号にも当たるとき	契約金額が書いてあれば第1号・第2号、書いていなければ第7号

1回の取引で納品や支払を分けて行う個別の契約書は、第7号に当たりません。

国税庁 質疑応答事例（印紙税 15/16）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/15/16.htm、2026年11月16日確認）
印紙税法施行令 第26条（e-Gov）（https://laws.e-gov.go.jp/law/342CO0000000108、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例（印紙税 15/02）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/15/02.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例（印紙税 15/11）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/15/11.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例（印紙税 15/01）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/15/01.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7104（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7104.htm、2026年11月11日確認）
「印紙税額の一覧表」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm）を加工して作成（令和8年4月1日現在法令等）